

第七十七回国会 参議院農林水産委員会會議録第五号

昭和五十一年三月三十一日(水曜日)
午後二時四十一分開会

委員の異動

三月二十二日

原田 立君

補欠選任

宮崎 正義君

宮崎 正義君

三月三十一日

宮崎 正義君

補欠選任

原田 立君

原田 立君

出席者は左のとおり。

委員長

小林 国司君

理事

青井 政美君

委員

鈴木 省吾君

委員

辻 一彦君

委員

鶴岡 哲夫君

委員

岩上 妙子君

委員

大島 友治君

委員

片山 正英君

委員

久米健太郎君

委員

佐多 宗二君

委員

佐藤 隆君

委員

温水 三郎君

委員

初村 滝一郎君

委員

平泉 渉君

委員

神沢 浄君

委員

工藤 良平君

委員

志苦 裕君

委員

前川 旦君

委員

相沢 武彦君

委員

原田 立君

衆議院議員

農林水産委員長

湊 徹郎君

國務大臣

農林大臣

安倍晋太郎君

政府委員

農林大臣官房長

森 整治君

農林大臣官房予

石川 弘君

算課長

農林省農林経済

吉岡 裕君

局長

農林省構造改善

岡安 誠君

局長

水産庁長官

内村 良英君

事務局側

常任委員会専門

竹中 譲君

本日の會議に付した案件

○土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員(小林国司君) ただいまから、農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十二日、原田立君が委員を辞任され、そ

の補欠として宮崎正義君が選任されました。また、本日、宮崎正義君が委員を辞任され、その補欠として原田立君が選任されました。

○委員(小林国司君) 土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。安倍農林大臣。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 土地改良法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

近年におけるわが國農業を取り巻く環境や食糧をめぐる内外の諸情勢の変化に対処して国民食糧の安定的供給の確保と農業の健全な発展を図るためには、国内農業の生産体制を強化し、自給力の向上に努めることが基本であります。

農業基盤整備事業は、そのための基本的な前提をなすものであり、その積極的な推進を図ることは、現下の農政の緊急な課題であります。

中でも国営土地改良事業は、農業基盤整備の基幹をなすものとしてその強力な推進が求められているのであります。

しかるに、国営土地改良事業は一般にその事業規模が大いいたる巨額の費用を要し、その着工から完了までの期間も相当長期にわたるを得ない実情にあります。これに対処して、その工事の完了を促進するため、特定の国営土地改良事業について事業費の一部につき借入金をもって財源とすることができ、道が開かれておりますが、現在その対象は灌漑排水事業、干拓事業等に限定されております。

一方、農用地開発事業は、農業経営の規模拡大に資するとともに食糧の自給力向上と地域農業の振興に大きな役割を果たしているのであります。

が、近年における事業費単価の増高、公共事業の抑制等の影響からその進捗は必ずしも順調ではなく、いまだその促進を図ることが緊急の課題となるに至っております。

このような情勢に対処して、農用地開発事業及びこれと灌漑排水事業をあわせて施行する事業等についても、灌漑排水事業、干拓事業等と同様に、その工事の促進を図るため、借入金をもって事業費の一部に充てる道を開くこととし、この法律案を提出した次第であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員(小林国司君) 次に、補足説明を聴取いたします。岡安構造改善局長。

○政府委員(岡安誠君) 土地改良法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容について御説明申し上げます。

この法律案は、土地改良法第八十八条の二の一部を改正するものであります。

同条は、特定の国営土地改良事業について、その工事の完了を促進するため特に必要がある場合にその事業費の一部につき借入金をもって財源とすることができ、その旨を定め、その対象となる事業を列記しておりますが、現在、農業用排水施設の新設・変更すなわち灌漑排水事業、これにあわせて行なう農用地の保全のために必要な防犯ダム事業、干拓事業及び灌漑排水事業や防犯ダム事業によって生じた施設の災害復旧事業に限られておりますので、これに、農用地造成事業及びこれにあわせて行なう区画整理事業を追加するものであります。

この改正によりまして、いわゆる農用地開発事業のほか、灌漑排水事業を主体として農地開発事業等をあわせて施行する総合灌漑排水事業及び農地開発事業を主体として灌漑排水事業または区画整理事業をあわせて施行する総合農地開発事業につきまして、全体として借入金を導入し得ることとなります。

なお、この追加に付随して、災害復旧事業の対象等につきまして所要の規定の整備をいたしております。

また、これら借入金をもって財源の一部とする事業の工事に関する経理は一般会計と区分して特定土地改良工事特別会計で行うこととなっておりますので、以上の改正に伴い、附則において特定土地改良工事特別会計法の規定の整備を行っております。

最後に、この法律案の御可決をいただいた既において新たに借入金を導入して特定土地改良工事特別会計で実施することを予定しております国営事業地区の昭和五十一年度の事業費は、全額特定土地改良工事特別会計の歳出として計上しております関係上、この法律案の施行期日は昭和五十一年四月一日としております。

以上をもちまして、土地改良法の一部を改正する法律案についての補足説明といたします。

○委員長(小林国司君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もなければ討論に入ります。——別に御発言もないようでございますから、これより採決に入ります。土地改良法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(小林国司君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(小林国司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小林国司君) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案及び蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

まず、提出者から順次趣旨説明を聴取いたします。衆議院農林水産委員長齋藤徹郎君。

○衆議院議員(齋藤徹郎君) ただいま議題となりました衆議院農林水産委員長提出の三法案について、提案の趣旨及びその主な内容を御説明申し上げます。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

乳業施設資金に関する融通制度は、酪農及び乳業の健全な発達に資するため、乳業を営む者に対し、農林漁業金融公庫から、牛乳の処理、あるいは乳製品の製造に必要な施設の改良、造成等に要する資金を融通することを目的として昭和三十六年に議員立法により創設されました。

自來、本制度に対し、昭和四十一年及び昭和四十六年の二度にわたり、それぞれ五年間の延長措置が講ぜられ、昭和五十年までの十五年間に二百六十件、約百四十六億円の融資が行われ、特に昭和四十一年度からはチーズ製造設備の一件を除き、全額が中小乳業者に対する資金として運用され、中小乳業の合理化と近代化に大きな役割を果たしてまいりましたことは御存じのとおりであります。

ところで、最近の牛乳乳製品の需要の動向について見ますと、所得水準の上昇、都市化の進展等に伴い、今後ますます増加するものと見通されるところであり、これに対応して生産、流通の合理化に資するため乳業施設の整備、改善を図ることがさらに一層強く要請されているところであります。

特に牛乳流通の合理化に資するための紙容器自動充てん機の導入、公害規制の強化に伴う汚水処理施設等の公害防止施設の整備、工場の移転、統廃合に伴う設備の近代化などを図ることは喫緊の急務となっております。

本資金制度を以上のような実情に合わせて今後とも存続させるために、本年三月三十一日をもって期限を到来する本資金の貸付期限をさらに五年間延長することとしてここに本案を提出した次第であります。

次に、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案について申し上げます。

漁業協同組合合併助成法は、昭和四十二年に制定され、その後、昭和四十六年に議員立法により改正が行われ、合併及び事業経営計画の提出期限について、昭和五十一年三月三十一日まで五年間の延長措置が講じられたのであります。

その間、本制度をてこに漁業協同組合の合併が進められてまいったのであります。漁業権に関する利害の対立、あるいは組合の財務内容の格差、漁業種類の相違、役員等人事処遇の問題など諸般の事情からいまだに経営基盤が脆弱な組合や零細規模の組合が相当多数存在しております。

農協協同組合に比しますと組織の規模においてはおおむね五分の一、事業の規模において六分の一ないし八分の一というのが実情であります。最近における漁業環境の悪化を考えると、今後さらに引き続いてこれら漁業協同組合の合併を促進し、健全にして適正な事業経営を行ひ得るような漁業協同組合を育成強化する必要があると存ずるのであります。

このため、本年三月三十一日をもって期限切れとなる合併及び事業経営計画の提出期限を、さらに、四年間延長し、都道府県知事により計画の認定を受けて合併した漁業協同組合に対して、従前のとおり法人税、登録免許税等の減免措置並びに漁業権行使規則の変更または廃止についての特例措置を講じ、合併促進の一助にしようとして、ここに本案を提出した次第であります。

ここに本案を提出した次第であります。最後に、蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案について申し上げます。

わが国蚕糸業は、経済の高度成長と国民生活の向上を背景にした生糸に対する旺盛な需要に支えられ、近年比較的稳定した歩みを続けてまいったのであります。四十八年秋の石油危機を契機といたしまして景気の停滞等による生糸需要の減退に加え、生糸及び絹製品の無秩序とも思える輸入の増大により、四十八年下期以降生糸が長期にわたり低迷を続けるといったまことに厳しい現況に立ち至っております。

このような事態に対し、去る六十七回国会における議員立法による改正案の発動により四十九年の八月以降、外国産生糸に対する日本蚕糸事業団の一元輸入措置が講ぜられていたにもかかわらず、同事業団による国内産生糸の買入れが行われたことは、御承知のとおりであります。

しかしながら、最近におきましては、世界的な生糸・絹製品の需給の緩和、特に著しい供給過剰基調を背景にいたしまして、せっかくの生糸の輸入一元化措置を講じているにもかかわらず、法律の盲点をついて、蘭並びに絹織物等絹製品の輸入が急増しているのが実情でありまして、このことが一元輸入措置を空洞化させると同時に、わが国蚕糸業全体を未曾有の危機に追い込んでいるのであります。

今後の蚕糸業の安定的維持発展を期するためには、蘭、生糸、然糸、絹織物等を通ずる一貫した総合的な輸入秩序化が必要であり、現行制度を見直し、その改善を図ることが緊要となつております。

今回の改正は、かかる要請にこたえ、法律上所要の輸入規制措置を講じ、蘭及び生糸の需給と価格の安定を図らうとするものであります。以下、改正案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、生糸の輸入は、日本蚕糸事業団において、「当分の間」一元的に行わせることとしたこと

とであります。

すなわち、現行法上の一元輸入措置は、政令で定める一定期間に限って実施できるきわめて臨時制的なものであります。内外における生糸、絹製品需給の供給過剰基調は当分の間継続するものと見込まれますので、今後は、事業団の一元輸入措置についていよいよ緊急避難的な性格であったものを改め、「当分の間」生糸の輸入一元化措置を実施することといたしております。

なお、事業団が一元輸入した生糸については、事業団が糸価に悪影響を及ぼさないような方法によつて、売り渡すことといたしております。

第二は、繭及び繭短繊維の輸入についても、これが生糸等の需給に大きな影響を及ぼすことになり、これらの輸入増加によつて生糸価格が低落した場合、必要に応じ政令で定める一定期間、日本蚕糸事業団による一元輸入措置を実施できることといたしております。

第三は、絹糸等の輸入に關し、政府は必要があるときは、適切な措置を講じなければならないこととしたこととあります。

すなわち、生糸と完全に競合関係にある絹糸並びに生糸の需給及び価格に大きな影響を与えるその他の絹製品につきましては、それらの輸入が生糸にかわつて急増した場合に、繭及び生糸の価格安定が図れないことになり、そのような事態に立ち至つたときは、政府は、その輸入を制限するなど、糸価安定のための適切な措置を講じなければならないことといたしております。

そのほか、以上の措置に關連して必要な経過措置等諸規定の整備を行うことといたしております。

以上が三法案の趣旨及びその主な内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

第八部

農林水産委員会會議録第五号

昭和五十一年三月三十一日

【參議院】

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の質疑に入ります。——別に御発言もなければ討論に入ります。——別に御発言もなければ、これより採決に入ります。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林国司君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましてはこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小林国司君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小林国司君) 次に、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案の質疑に入ります。——別に御発言もなければ、討論に入ります。——別に御発言もなければ、これより採決に入ります。

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林国司君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小林国司君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小林国司君) 次に、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案の質疑に入ります。——別に御発言もなければ、討論に入ります。——別に御発言もなければ、これより採決に入ります。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林国司君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小林国司君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

午後三時二分散會

三月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、全国大規模土地改良事業推進に関する請願(第五六三号)

第五六三号 昭和五十一年二月二十六日受理

全国大規模土地改良事業推進に関する請願

請願者 鹿児島県出水市緑町一出水平野土地改良区理事長 税所重藏

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案
一、野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案

案

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律

(農業災害補償法の一部改正)

第一条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「種類ごと」の下に「及び第七百七条第一項の農作物共済の共済事故等による種類ごと」を加え、「行なう」を「行う」に、「次項の組合等の組合員等」を「農作物共済」に改め、同条第二項中「種類ごと」の下に「及び第七百七条第一項の農作物共済の共済事故等による種類ごと」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「種類ごと」の下に「及び第七百八条第一項の蚕繭共済の共済責任期間による種類ごと」を加え、「第百八条第一項」を「同項」に改め、同条第四項中「種類ごと」の下に「及び第七百八条第一項の蚕繭共済の共済責任期間による種類ごと」を加え、「左の」を「次の」に、「第百八条第二項」を「同条第二項」に改める。

第十三条の二を次のように改める。

第十三条の二 国庫は、家畜共済につき、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、牛に係るものにあつては二分の一、馬又は種豚に係るものにあつては五分の二、第八十四条第一項第三号の肉豚に係るものにあつては三分の一に相当する金額(その金額が主務大臣の定める金額を超える場合にあつては、その主務大臣の定める金額)を負担する。

第十四条の二第二項中「指定した」の下に「地域の全部又は一部をその区域に含む」を加え、「の行なう」を「がその指定した地域において行う」に改める。

第二項中「且つ」を「かつ」に改め、「種類」との下に「及び蚕繭共済の共済責任期間による種類」とを加え、同条第三項中「種類」との下に「及び蚕繭共済の共済責任期間による種類」とを加え、同条第四項中「左の」を「次の」に改め、「種類」との下に「及び蚕繭共済の共済責任期間による種類」とを加える。

第九百九条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、「行なう」を「行う」に、「こえた」を「超えた」に改め、同条第三項中「共済目的の種類」を「蚕繭共済の共済目的の種類等」に、「こえた」を「超えた」に改め、同条第四項中「単位当り」を「単位当たり」に、「第六百六条第三項」を「第六百六条第六項」に改め、同条第五項中「及び第二項」を「から第三項まで及び第六百五十条の四第一号」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

組合等は、第六百六条第二項に規定する金額を共済金額とする共済目的の種類に係る農作物共済については、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等の当該共済目的の種類に係る基準収獲量の合計から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該共済目的の種類に係る農作物の収獲量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかったこと又は発芽しなかつたことその他省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該組合員等の当該共済目的の種類に係る基準収獲量の合計の百分の十を超えた場合に、同項の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第六百十条第二号中「春蚕繭」については桑の発

芽期」の下に「（主務大臣が特定の地域について桑の発芽期前の日を定めたときは、その地域については、その主務大臣の定めた日）」を加える。

第六百一十一条第一項中「種雄馬以外の馬又は種豚」を「種雄馬以外の馬、種豚又は肉豚」に改め、「及び共済対象家畜の種類」とに「を」を削り、「家畜共済資格者が」の下に「肉豚以外の包括共済対象家畜に係るものにあつては、包括共済対象家畜の種類」とに「を」を、「一体として」の下に「肉豚に係るものにあつては、その者の飼養する肉豚で同号に掲げるものを一体として、かつ、省令で定める飼養区分ごとに」を加え、同条第三項中「包括共済対象家畜」の下に「（肉豚を除く）」を加える。

第六百一十一条の六第三項中「種豚」を「豚」に改める。

第六百一十一条の八第一項中「第十三条の二第三項の」を削る。

第六百一十二条第二項中「一年」の下に「（肉豚に係るものにあつては、第八十四条第二項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間）」を加え、「（但し）を」を「ただし」に、「（定）を」を「定め」に改め、同条第三項中「最初の共済掛金期間」の下に「（肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間。第六百一十四条第一項において同じ。）」を加える。

第六百一十四条第一項中「共済金額は」の下に「肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごとに、肉豚に係る包括共済関係に係るものにあつては第六百一十一条の省令で定める飼養区分ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごとに」を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項中「家畜共済」の下に「（肉豚に係るものを除く）」を加える。

第六百一十四条の二第二項第一号中「包括共済関係にあつては」を「肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係にあつては」に改め、同

項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 肉豚に係る包括共済関係にあつては、組合員等ごと及び第六百一十一条の省令で定める飼養区分ごとに、当該組合員等が当該包括共済関係に係る共済掛金期間開始の時に飼養している当該飼養区分に係る肉豚の価額を合計した金額

第六百一十四条の二第二項中「前項」を「前項第一号又は第三号」に、「但し」を「ただし」に、「改訂すべき」を「改定すべき」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項第二号の肉豚の価額は、省令で定めるところにより、定款等で定める金額とする。

第六百一十六条第四項中「第六百一十四条の二第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第六百二十条の三の次に次の一条を加える。

第六百二十条の三の二 農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者は、その者に係る果樹の栽培の業務の規模その他果樹の栽培に関する条件が政令で定める基準に適合するときは、収獲共済について、共済目的の種類ごとに、省令で定めるところにより、当該組合員等に対し、第八十四条第一項第四号の共済事故のうち病虫害による果実の減収その他の省令で定めるものを共済事故としない旨の申出をすることができ、

前項の申出があつたときは、当該申出に係る収獲共済の共済関係においては、第八十四条第一項の規定にかかわらず、同項第四号の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

第六百二十条の六第三項中「第八十五条第十三項」を「第八十五条第十一項」に改める。

第六百二十条の七第一項中「第八十五条第十三項」を「第八十五条第十一項」に改め、「収獲共済との別」の下に「その他危険の程度を区分する要因となる事項により主務大臣が定める

別」を加える。

第六百二十条の八第一項中「第八十五条第十三項」を「第八十五条第十一項」に、「こえた」を「超えた」に改める。

第六百二十二条第一項中「農作物」との下に「及び農作物共済の共済事故等による種類」とを加える。

第六百二十三条第一項第一号中「農作物」との下に「農作物共済の共済事故等による種類」とを加え、「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「蚕繭共済」の下に「及び家畜共済」を加え、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項中「及び第三号」を削る。

第六百二十四条第一項中「農作物」との下に「農作物共済の共済事故等による種類」とを加え、「左の」を「次の」に、「組合等が水稻につき支払うべき」を「農作物共済に係る」に改める。

第六百二十五条第一項第一号中「農作物」との下に「農作物共済の共済事故等による種類」とを加え、「左の」を「次の」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第三号イ中「組合員」を「異常事故に該当しない共済事故により支払うべきものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の九十に相当する金額、異常事故により支払うべきものにあつては組合員」に改め、同号ロ中「若しくは」を「又は」に改め、「又は異常事故」を削り、「共済金に相当する金額」を「共済金の百分の九十に相当する金額」に改め、「算定される金額」の下に「の百分の九十に相当する金額、異常事故により支払うべきものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金に相当する金額」を加える。

第六百三十二条第一項中「乃至第九十一条」を「から第九十一条まで」に、「乃至第九十八条の二」を「から第九十八条の二まで」に、「第九十九条第二項」を「第九十九条第四項」に、「乃至第一百二条」を「から第一百二条まで」に改める。

第三百三十四條第二項中「蚕繭」との下に「及び蚕繭共済の共済責任期間による種別」とを加える。

第三百三十五條第一号中「農作物」との下に「農作物共済の共済事故等による種別」とを加え、同条第二号中「蚕繭」との下に「蚕繭共済の共済責任期間による種別」とを加える。

第三百三十六條第一項中「農作物」との下に「農作物共済の共済事故等による種別」とを加え、「組合等の農作物共済の共済目的の種別たる水稲につき農業共済組合連合会が支払うべき」とを「農作物共済に係る」に改め、同条第二項中「蚕繭」との下に「蚕繭共済の共済責任期間による種別」とを加える。

第三百三十七條第一号中「農作物」との下に「農作物共済の共済事故等による種別」とを加え、同条第二号中「蚕繭」との下に「蚕繭共済の共済責任期間による種別」とを加える。

第三百五十條の三の次に次の二条を加える。

第三百五十條の四 組合等は、第九百九條第二項又は第三項に規定する農作物共済については、当分の間、これらの規定にかかわらず、共済目的の種別ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該共済目的の種別たる農作物の耕作を行う耕地で共済事故により収穫のないもの（以下収穫皆無耕地という。）がある場合であつて、これらの規定により共済金が支払われないとき又は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、第一号に掲げる金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払ふものとする。

一 第九百九條第一項第二号又は第二項の単位当たり共済金額に、当該収穫皆無耕地の当該共済目的の種別に係る基準収穫量の合計の百分の七十（第九百九條第一号の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかったこと又は発芽しなかつたことその他省令で定める事由のある収穫皆

無耕地については、実損害額を勘案して主務大臣が定める割合）に相当する数を乗じて得た金額

二 第九百九條第二項又は第三項の規定を適用して算定して得た金額

第三百五十條の五 その地域における水稲に係る病害虫の防除を共同して行うため必要な施設が整備され、その他その防除がその地域内に住所を有する水稲の耕作の業務を営む組合員等により共同して適正に行われる見込みがあるものとして主務大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域を含む組合等は、水稲に係る農作物共済のうち当該組合等と当該組合員等との間に成立する当該農作物共済の共済関係に係るものについては、当分の間、当該水稲につき病害虫害の共済事故が異常に発生した場合において、当該組合員等が共同して当該病害虫の防除を行つたときは、当該防除につき組合員等が負担した費用のうち当該病害虫の共済事故が異常に発生した部分に対応するもの（省令で定めるものに限る。）に相当する金額（その金額が主務大臣の定める金額を超える場合にあっては、その主務大臣の定める金額）を共済金として当該組合員等に支払ふものとする。

前項の規定による指定には、第八十五條第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第三百五十條の五第二項において準用する前項」と読み替へるものとする。

前項において準用する第八十五條第六項の総会の議決には、第四十四條の二の規定を準用する。

第一項に規定する農作物共済に係る水稲につき病害虫の共済事故が異常に発生した場合における病害虫の防除又はその費用の負担には、第九百九條及び第九百二十六條の規定を準用する。

（農業共済基金法の一部改正）

第二条 農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十九條中「理事長一人、理事三人、」を「理事長一人、理事一人及び」に改め、同条に次の一項を加える。

2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事八人以内を置くことができる。

第二十九條第三項中「十三人」を「七人以内」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 委員は、定款の定めるところにより、理事長が委嘱する。

第二十九條第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第三十三條第二項中「前項」を「前二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 基金は、前項の規定により行ふ業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、会員等が保険事業若しくは共済事業の円滑な実施のために必要とする資金の貸付け又は当該資金の借入れに係る債務の保証の業務及びこれらの業務に附帯する業務を行うことができる。

第三十六條第一項中「又は共済金の支払」を「若しくは共済金の支払又は第三十三條第二項の規定による農林大臣の認可に係る貸付け若しくは債務の保証の目的」に改める。

第四十條第二号を次のように改める。

二 国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

第四十條に次の一号を加える。

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第五十條の二第一号中「第三十條第三項」の下に「第三十三條第二項」を加える。

第五十二條第一号中「第三十四條第一項」を「第三十三條第二項若しくは第三十四條第一項」

に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十二年二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 附則第三項の規定 公布の日

二 第一条中農業災害補償法（以下「農災法」という。）第十二條第三項及び第四項、第八十四條第一項第一号、第九百六條第三項及び第四項、第九百八條、第九百九條第三項、第九百十條、第九百三十四條、第九百三十五條第二号、第九百三十六條第二項並びに第九百三十七條第二号の改正規定並びに附則第四項の規定 昭和五十一年十二月一日

三 第一条中農災法第十三條の二、第十五條、第八十四條第一項第三号、第九十九條、第九百一十一條、第九百一十一條の六、第九百一十一條の八、第九百一十二條、第九百一十四條、第九百一十四條の二、第九百一十六條、第九百二十三條（第一項第一号に係る部分を除く。）及び第九百二十五條第一項第三号の改正規定、第二条並びに附則第五項、附則第七項及び附則第八項の規定 昭和五十二年四月一日

（農作物共済に係る新農災法の適用に関する経過措置）

2 改正後の農業災害補償法（以下「新農災法」という。）第十二條第一項及び第二項、第十四條の二第一項、第八十五條第四項（新農災法第八十五條の七において準用する場合を含む。）、第八十六條第二項、第九百六條第二項から第五項まで、第九百七條（第四項を除く。）、第九百九條第一項及び第三項、第九百二十二條第一項、第九百二十三條第一項第一号、第九百二十四條第一項、第九百二十五條第一項第一号、第九百三十五條第一号、第九百三十六條第一項、第九百三十七條第一号、第九百三十八條の四並びに第九百五十條の五の規定は、水稲及び陸稲については昭和五十二年産のものから、麦については昭和五十三年産のものから

(農作物通常共済掛金基準率等の改定の特例)

4
新

お旧農災法第二百十條の七第一項の規定の例に

(罰則に関する経過措置)

「第四章 野菜生産出荷安定資金協会」を「第四

「野菜供給安定基金」に、「協会」を「基金」に改

人が行う対象野菜以外の野菜（指定野菜以外

なつて」を「行つて」に改め、同項を同条第四項

なつて」を「行つて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 基金は、前項の規定により行ふ業務のほか、指定消費地域における指定野菜の安定的な供給を確保することが特に困難であると認められる場合において当該指定消費地域に対するその出荷を促進するための出荷団体に対するその助成その他野菜の安定的な供給を図るため特に必要な事業として農林省令で定めるものについての助成を行うことができる。

第十八条及び第十九条を削り、第十七条中「協会」を「基金」に、「会員」を「登録出荷団体」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条中「協会」を「基金」に、「前条第一

項第一号」を「第十五条第一項第一号」に、「会
員」を「登録出荷団体」に改め、同条を第十八条
とする。

第十五条の次に次の二条を加える。

(出荷団体の登録)

第十六条 前条第一項第一号の登録を受ける資格
を有する出荷団体は、対象野菜をその種別に係
る同号の政令で定める指定消費地域に出荷する
次に掲げる法人その他の団体であつて、少なく
とも一の野菜指定産地の区域の全部をその地区
等の全部又は一部とするものとする。ただし、
第三号から第五号までに掲げる法人その他の団
体にあつては、農林省令で定めるものに限る。

一 農業協同組合

二 農業協同組合連合会

三 事業協同組合

四 協同組合連合会

五 前各号に掲げる法人のほか、農業協同組合
又は農業協同組合連合会が主たる構成員とな
つてゐる法人その他の団体

2 基金は、前条第一項第一号の登録を受ける資
格を有する出荷団体から同号の登録の申請があ
つたときは、正当な理由がないのに、その登録
を拒んではならない。

3 前二項に規定するもののほか、前条第一項第
一号の登録に關して必要な事項は、定款で定め
る。

(業務方法書)

第十七条 基金は、業務開始の際、業務方法書を
作成し、農林大臣の認可を受けなければならない
。これを変更しようとするときも、同様とす
る。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林
省令で定める。

第四章第三節の節名を削り、第二十条から第二
十四条までを次のように改める。

第二十条から第二十四条まで 削除

「第四節 設立」を「第三節 設立」に改める。
第二十五条中「協会」を「基金」に、「その会

員にならうとする七以上の法人」を「野菜の生
産、流通及び消費について学識経験を有する者七
人以上」に改める。

第二十六条を削り、第二十七条第一項中「創
立總會の終了後遅滞なく」及び「業務方法書」
を削り、同条第二項中「行なわれ」を「行われ」
に、「対象野菜の生産及び指定消費地域に対する
出荷の安定」を「野菜の供給の安定並びにその流
通及び消費の合理化」に改め、同項第一号中「
業務方法書」を削り、「法令又は法令に基づい
てする行政庁の処分」を「法令」に改め、同項第
二号中「業務方法書」を削り、同項第三号中
「協会」を「基金」に改め、同条を第二十六条と
し、同条の次に次の一条を加える。

第二十七条 農林大臣は、前条第二項の規定によ
り認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦
した者のうちから、基金の理事長又は監事とな
るべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事
となるべき者は、基金の成立の時に於いて、第
三十三条第一項の規定により、それぞれ理事長
又は監事に任命されたものとする。

第二十八条の見出し中「理事への」を削り、同
条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規
定により理事長となるべき者が指名された」に、
「理事に」を「理事長となるべき者に」に改める。
第二十九条中「協会」を「基金」に改める。

「第五節 管理」を「第四節 管理」に改める。

第三十条の見出し中「に記載すべき事項」を削
り、同条中「協会」を「基金」に改め、同条第四
号から第九号までを次のように改める。

四 役員に關する規定

五 評議員會に關する規定

六 業務及びその執行に關する規定

七 出荷団体の登録に關する規定

八 財務及び會計並びに資産に關する規定

九 定款の変更に關する規定

第三十条に次の一項を加える。
2 基金の定款の変更は、農林大臣の認可を受け

なければ、その効力を生じない。
第三十一条から第四十条までを次のように改め
る。

(役員)

第三十一条 基金に、役員として、理事長一人、
理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非
常勤の理事十人以上を置くことができる。
(役員職務及び権限)

第三十二条 理事長は、基金を代表し、その業務
を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長
を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故
があるときはその職務を代理し、理事長が欠員
のときはその職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると
認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提
出することができる。

(役員任期)

第三十三条 理事長及び監事は、農林大臣が任命
する。

2 理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が
任命する。

(役員任期)

第三十四条 役員任期は、三年とする。ただ
し、補欠の役員任期は、前任者の残任期間と
する。

2 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第三十五条 農林大臣又は理事長は、それぞれ
の任命に係る役員が次の各号の一に該当する
とき、その他役員たるに適用し、認めるとき
は、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと
認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

2 理事長は、前項の規定により理事を解任しよ
うとするときは、農林大臣の認可を受けなけれ

ばならない。
第三十六条 役員(非常勤の理事を除く)は、営
利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営
利事業に従事してはならない。ただし、農林大
臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十七条 基金と理事長との利益が相反する事
項については、理事長は、代表権を有しない。
この場合には、監事が基金を代表する。

(評議員會)

第三十八条 基金に、その運営に關する重要事項
を審議する機關として、評議員會を置く。

2 評議員會は、評議員二十五人以上で組織す
る。

3 評議員は、野菜の生産、流通及び消費につ
いて学識経験を有する者のうちから、農林大臣の
認可を受けて、理事長が任命する。

(職員任命)

第三十九条 基金の職員は、理事長が任命する。
(役員及び職員職務の公務員たる性質)

第四十条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四
十年法律第四十五号)その他の罰則の適用につ
いては、法令により公務に従事する職員とみな
す。

第四十条の次に次の節名を付する。

第五節 財務及び會計

第四十一条から第四十八条までを次のように改
める。

(事業年度)

第四十一条 基金の事業年度は、毎年四月一日に
始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第四十二条 基金は、毎事業年度、予算、事業計
画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始
前に、農林大臣の認可を受けなければならない
。これを変更しようとするときも、同様とす
る。

(財務諸表)

第四十三條 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

（利益及び損失の処理）
第四十四條 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の準備金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第一項の準備金は、前項の規定により取り崩し、又は第十九条の資金に繰り入れる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

（借入金）
第四十五條 基金は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）
第四十六條 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様と

する。
（農林省令への委任）
第四十七條 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第四十八條 削除
第四章第六節及び第七節を次のように改める。

第六節 監督
（監督）
第四十九條 基金は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

（報告及び検査）
第五十條 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、基金の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十一條 削除
第七節 補助
（解散）
第五十二條 基金の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）
第五十三條 農林大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十五条第二項、第十七条第二項又は第四十七條の農林省令を定めようとするとき。
二 第十七條第一項又は第四十二條の認可をしようとするとき。
三 第四十三條第一項又は第四十六條の承認を

しようとするとき。
第五十四條から第五十八條まで 削除
第六十條中「行なう」を「行う」に改め、「協会を除く。」を削る。

第六十一條第一項中「第五十三條」を「第五十條第一項」に、「第五十四條」を「同項」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「協会」を「基金」に改める。

第六十二條中「協会の」を「基金の」に改め、「又は清算人」を削り、同条第二号中「協会が行なう」を「基金が行う」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四号中「第十七條」を「第十九條」に、「第十八條」を「第四十四條」に改め、同条第五号から第十号までを削る。

附則
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二條の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（旧法の暫定的効力）
第二條 この法律の施行の際現に存する野菜生産出荷安定資金協会（清算中のものを含む。）については、改正前の野菜生産出荷安定法（以下「旧法」という。）は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（野菜生産出荷安定資金協会からの権利義務の引継ぎ）
第三條 野菜生産出荷安定資金協会（以下「協会」という。）は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間において、総会の議決を経て、基金の発起人に対し、基金においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 前項の議決については、旧法第四十七條の規定を準用する。
3 基金の発起人は、第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣に認可を申請しなければならない。

4 前項の認可があつたときは、協会の一切の権利及び義務は、基金の成立の時に對して基金に承継されるものとし、協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、旧法及び他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は、適用しない。

5 前項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（協会の解散）
第四條 この法律の施行の日から起算して一年を経過した時に現に存する協会は、旧法第四十九條第一項の規定にかかわらず、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、旧法第五十七條第一項の規定による解散の命令によつて解散した協会の解散及び清算の例による。

（財団法人野菜価格安定基金からの権利義務の引継ぎ）
第五條 昭和四十七年八月十六日に設立された財団法人野菜価格安定基金（以下「野菜価格安定基金」という。）は、その寄附行為で定めるところにより、基金の発起人に対し、基金においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 基金の発起人は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣に認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、野菜価格安定基金の一切の権利及び義務は、基金の成立の時に對して基金に承継されるものとし、野菜価格安定基金は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は、適用しない。

4 前項の規定により野菜価格安定基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（非課税）
第六條 前条第三項の規定により基金が権利を承継する場合におけるその承継に係る不動産の取

得については、不動産取得税を課することができない。

(協会からの権利義務の引継ぎに伴う経過措置)

第七条 基金は、附則第三条第四項の規定により基金が協会の権利及び義務を承継した場合に、その承継の時に於ける旧法第十七条に規定する生産者補給交付金の交付に充てるための資金の額に相当する額を改正後の野菜生産出荷安定法(以下「新法」という)第十九条の資金に繰り入れるものとする。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現にその名称中に野菜供給安定基金という文字を用いている者については、新法第十三条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九条 基金の最初の事業年度は、新法第四十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十二年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第四十二条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前(附則第二条に規定する野菜生産出荷安定資金協会については、同条の規定により効力を有する旧法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農林中央金庫法等の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「野菜生産出荷安定資金協会」を「野菜供給安定基金」に改める。

- 一 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第五条第一項
- 二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の五第一項第四号
- 三 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表

四 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第二第一号の表

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

して、旧法(附則第五条を除く)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間が二十年を超えるものに限り、次項及び第四項において同じ)を受ける権利を有する者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける権利を有する七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その額を、同項の規定に準じて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加算して得た額に改定する。この場合においては、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

一 退職年金又は障害年金 その年金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間のうち二十年を超える年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この項において「二十年を超える年数」という)一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(二十年を超える年数のうち五年に達するまでの年数については、三分の一の二)に相当する額

二 遺族年金 二十年を超える年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(二十年を超える年数のうち五年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が七十歳に達したとき(遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

規定に準じて算定した額に改定する。

5 第二項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第三項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

(昭和五十一年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十三 第二条の十一第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第八の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正前の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項から第五項までの規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十四 第二条の十二第一項又は第二項

の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、これらの規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第八の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の中欄に掲げる率をその乗じて得た額に加算して得た額）をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法附則第三条の規定による改正後の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項から第五項までの規定

は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十五 第二条の十二第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第八の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の

区分に応じ同表の下欄に掲げる率をその乗じて得た額に加算して得た額）をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法附則第三条の規定による改正後の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十九年四月一日以後昭和五十年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和四十九年四月一日以後昭和五十年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額（その給付事由が昭和四十九年八月三十一日以前に生じた年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額にあつては、これらの年額が、それぞれ、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項又は四十九年改正法附則第四条第五号の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第五号の規定がその給付事由が生じた日に施行されてい

たならばその年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額）にその年額が別表第八の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて

得た額（その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる率をその乗じて得た額に加算して得た額）をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法附則第三条の規定による改正後の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条の八第二項から第五項までの規定

は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の五の次に次の一条を加える。
(昭和五十一年八月以前の資格喪失等に係る退職年金等の最低保障に係る改定及び遺族年金の額に係る加算の特例)
第三条の六 第三条の四第一項の規定は、昭和五十一年六月三十日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、若しくは第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に旧法第三十九条第一項若しくは新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格の喪失、資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金（以下「昭和五十一年六月以前の年金」と総称する。）の額の改定について準用する。この場合において、第三条の四第一項中「第一条の六、第二条の九又は第二条の十」とあるのは「第一条の八、第二条の十三、第一条の

十四又は第二条の十五」と、「年金額」とあるのは「年金額（新法の規定による遺族年金については、その額につき昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第 号。以下「五十一年改正法」という。）第一条の規定による改正後の法第四十六条の五の規定の適用がある場合（同条の規定が昭和五十一年七月一日から適用されるとするならば同条の規定が適用されることとなる場合を含む。）には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額」と、「同年九月分以後」とあるのは「昭和五十一年七月分以後」と、「三十二万六千六百円」とあるのは「五十五万円」と、「二十四万二千二百円」とあるのは「四十一万二千五百円」と、「十六万八千円」とあるのは「二十七万五千円」と、「十二万六千六百円」とあるのは「二十万六千三百円」と、「八万四千四百円」とあるのは「十三万七千五百円」と読み替へるものとする。

2 昭和五十一年六月以前の年金を受ける権利

を有する者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 第一条の八の規定又は第一項において準用する第三条の四第一項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が遺族年金を受ける権利を有する妻であり、かつ、次の各号に掲げる場合には、その額に当該各号に掲げる額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡

について恩給法（大正十二年法律第四十八号）による扶助料その他遺族年金に相当する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当

する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千元

4 第一条の八の規定又は第一項において準用する第三条の四第一項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が遺族年金を受ける権利を有する六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

第四号の三の次に次の一条を加える。
（昭和五十一年度における通算退職年金の額の改定）

第四号の四 前条第二項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額（その月額が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額）を求め、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の八第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の

八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替えるものとする。

2 前項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年八月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「同条第一項第二号中」とあるのは、「同条第一項第一号中」「二十四万円」とあるのは「三十九万六千円」と、同項第二号中」と読み替えるものとする。

3 前条第三項から第五項までの規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第二号中「第一条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の十三第一項、第二号の十四第一項又は第二条の十五第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替えるものとする。

4 前項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年八月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「同条第三項第二号中」とあるのは、「同条第三項第一号中」「二十四万円」とあるのは「三十九万六千円」と、同項第二号中」と読み替えるものとする。

5 昭和四十九年四月一日以後昭和五十一年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは

第二項」とあるのは「第二条の十五第二項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替えるものとする。

6 前項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年八月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「同条第三項第二号中」とあるのは、「同条第三項第一号中」「二十四万円」とあるのは「三十九万六千円」と、同項第二号中」と読み替えるものとする。

7 旧法第三十七条の二第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七条の三第五項又は四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第三十七条の三第六項の規定の適用を受けた通算退職年金については、これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前各項の規定に準じて算定した額の合算額をもつて改定年金額とする。

8 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第五号中「第二条の十二」を「第二条の十五」と、「前三条」を「第四条から前条まで」に改める。附則に次の四項を加える。

18 附則第十四項の規定は、昭和五十一年七月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金（五十一年改正法第二条の規定による改正後の法第四十六条の六の規定の適用がある遺族年金を除く。次項において「昭和五十一年七月以後の年金」と総称する。）の額について準用する。この場合において、附則第十四項中「その額

が」とあるのは「その額（遺族年金については、その額につき五十一年改正法第二条の規定による改正後の法第四十六条の五の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）」と、「三十二万六千円」とあるのは「五十五万円」と、「二十四万二千五百円」とあるのは「四十一万二千五百円」と、「十六万八千円」とあるのは「二十七万五千円」と、「十二万六千円」とあるのは「二十万六千三百円」と、「八万四千円」とあるのは「十三万七千五百円」と読み替えるものとする。

19 昭和五十一年七月以後の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

20 附則第十八項において準用する附則第十四項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、その額に当該各号に掲げる額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料その他遺族年金に相当する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円
二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千元

21 附則第十八項において準用する附則第十四項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を

前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八(第一条の八、第二条の十三、第二条の十五関係)

年	額	区	分	率	額
六五二、〇〇〇円未満				一・一一五	
六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満				一・〇九〇	一六、三〇〇円
八六一、五三八円以上一、〇二一、四三九円未満				一・一〇三	五、一〇〇円
一、〇二一、四三九円以上三、〇四五、〇〇〇円未満				一・〇六二	九一、三〇〇円
三、〇四五、〇〇〇円以上三、三三八、五七一円未満				一・〇四二	一五、二〇〇円
三、三三八、五七一円以上				一・〇〇〇	二九、〇〇〇円

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十五条の二」に改める。
第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給	与	月	額
第一級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満	六二、〇〇〇円未満		
第二級	六〇、〇〇〇円	五九、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円以上		
第三級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満		
第四級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満		
第五級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満		
第六級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満		
第七級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八二、〇〇〇円未満		
第八級	八五、〇〇〇円	八二、〇〇〇円以上	八七、〇〇〇円未満		
第九級	九〇、〇〇〇円	八七、〇〇〇円以上	九二、〇〇〇円未満		
第十級	九五、〇〇〇円	九二、〇〇〇円以上	九七、〇〇〇円未満		
第十一級	一〇〇、〇〇〇円	九七、〇〇〇円以上	一〇二、〇〇〇円未満		
第十二級	一〇五、〇〇〇円	一〇二、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満		
第十三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一二、〇〇〇円未満		
第十四級	一二〇、〇〇〇円	一一二、〇〇〇円以上	一二五、〇〇〇円未満		
第十五級	一三〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円未満		
第十六級	一四〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上	一四五、〇〇〇円未満		
第十七級	一五〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満		
第十八級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満		

第十九級	一七〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円未満
第二十級	一八〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円未満
第二十一級	一九〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円未満
第二十二級	二〇〇、〇〇〇円	二〇五、〇〇〇円未満
第二十三級	二一〇、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円未満
第二十四級	二二〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円未満
第二十五級	二三〇、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円未満
第二十六級	二四〇、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円未満
第二十七級	二五〇、〇〇〇円	二五五、〇〇〇円未満
第二十八級	二六〇、〇〇〇円	二六五、〇〇〇円未満
第二十九級	二七〇、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円未満
第三十級	二八〇、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円未満
第三十一級	二九〇、〇〇〇円	二九五、〇〇〇円未満
第三十二級	三〇〇、〇〇〇円	三〇五、〇〇〇円未満
第三十三級	三一〇、〇〇〇円	三一五、〇〇〇円未満
第三十四級	三二〇、〇〇〇円	三二五、〇〇〇円未満
第三十五級	三三〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円未満
第三十六級	三四〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円以上

第二十二条中「若しくは日額又は給付の額」を「又は日額」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

給付を受ける権利を決定し、又は給付の額を改定する場合において、その決定に係る給付の額又は改定後の給付の額に五十円に満たない端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円に満たない端数を生じたときはその全額が五十円以上百円に満たないときはこれを百円に切り上げる。

第二十三条の二の見出し中「調整」を「調整等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 遺族年金を受ける権利を有する者には、通算遺族年金は、支給しない。

第二十四条第一項中「遺族給付」の下に「(通算遺族年金を除く。第二十六条において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 通算遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、

組合員又は組合員であつた者の親族で厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するものとする。

第二十八条中「第二十四条、第二十六条及び」を「第二十四条第一項及び第二項、第二十六条並びに」に改める。

第二十九条中「(昭和二十九年法律第百十五号)」を削り、「基」を「基づく」に、「基」を「基づき」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第三十六条第二項中「こえる」を「超える」に、「三十一万六千六百円」を「五十五万二千円」に改める。

第三十六条の二第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

に改める。

第三十七條第四項第一号及び第三十七條の二第五項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「二万二千元」を「一万九千八百円」に改める。

第三十七條の三第三項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

第三十九條第一項第二号中「組合員又は任意継続組合員として引き続き一年以上経過した後」を「組合員期間（通算年金通則法第四條第一項各号（第八号を除く）に掲げる期間（政令で定める期間に限る。以下「公的年金期間」という。）を有する組合員で組合員期間が一年未満であるものにあつては、公的年金期間と組合員期間とを合算した期間（以下「公的年金合算期間」という。）が一年以上となつた日後組合員又は任意継続組合員である間に」に改め、同条第二項中「なおつた」を「治つた」に、「三年」を「一年六月」に、「なおらない」を「治らない」に改める。

第三十九條の三第一項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「二万二千元」を「一万九千八百円」に改め、同条第二項第一号中「十年に達しない」を「一年以上十年未満である場合及び組合員期間が一年以上である」に、「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第三号中「三十年」を「三十五年」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

第四十二條第五項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「二万二千元」を「一万九千八百円」に改め、同条第六項第一号中「に達しない」を「未満である」に改める。

第四十四條第三項中「第三十八條の三」の下に「第四十九條の三」を加える。

第四十五條第一項中「引き続き一年以上組合員又は任意継続組合員」を「組合員期間が一年以上」に改め、同条第二項中「同項中」を「同

条第二項中「一年六月」とあるのは「三年」と、

に、「なおつた」を「治つた」に、「なおらない」を「治らない」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改め、同条第三項中「引き続き一年以上組合員又は任意継続組合員」を「組合員期間が一年以上」に、「その一年を経過する」を「組合員期間が一年となる」に、「なおらない」を「治らない」に改める。

第三章第三節中第四十五條の次に次の一条を加える。

（公的年金合算期間保有組合員に係る障害給付）

第四十五條の二 組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間を一年以上有する組合員（以下「公的年金合算期間保有組合員」という。）であつた者に係る障害給付については、この節に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第四十六條第一項第三号中「又は組合員期間」を「組合員期間」に改め、「よらないで死亡した場合」の下に「公的年金合算期間保有組合員が職務上傷病によらないで組合員である間に死亡した場合（その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度からこの法律の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有する場合を除く。）又は公的年金合算期間保有組合員で障害年金を受ける権利を有するものが職務上傷病によらないで死亡した場合（その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度からこの法律の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有する場合を除く。）を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千元」に、「こえる」を「超える」に改める。

第四十六條の二第二号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「この号、第三号及び第四号」を「この条及び第四十六條の六第三項」に、「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

に改める。

第四十六條の三第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第四十六條の四「除く」の下に「第四十六條の六第四項において同じ。」を加え、同条第二号中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千元」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四十六條の五 第四十六條から前条までの場合において、遺族年金を受ける権利を有する妻である配偶者が次の各号に該当する場合に、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加算して得た額を当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法（大正十二年法律第四十八号）による扶助料その他遺族年金に相当する年金である給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く） 二万四千円

2 遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

第四十六條の六 組合員期間が一年以上十年未満である者が職務上傷病によらないで組合員である間に死亡した場合（その死亡した者が障害年金を受ける権利を有していた者であつた場合を除く）において、その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度から第四十六條第一項第二号の規定による遺族年金に相当する年金として政令で定める年金

の支給を受けるときは、同項第三号の規定による遺族年金の額は、同号及び同条第二項並びに第四十六條の二から前条までの規定にかかわらず、当該支給を受けることができる間、その死亡した者の組合員期間の年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額とする。

2 組合員期間が一年以上十年未満である者が職務上傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が一年以上十年未満である者が職務上傷病によらないで死亡した場合において、その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度から通算遺族年金に相当する年金の支給を受ける権利を有するものが第四十六條第一項第三号の規定による遺族年金と併せて当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることを希望する旨を政令で定めるところにより組合員に申し出たときは、同号の規定による遺族年金の額は、同号及び同条第二項並びに第四十六條の二から前条までの規定にかかわらず、当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることができる間、その死亡した者の組合員期間の年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額とする。

3 第一項又は前項の規定により算定した遺族年金の額が、当該年金を受ける権利を有する者に係る組合員期間の年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額より少ないときは、その額をもつて当該遺族年金の額とする。

4 前三項の場合において、第一項又は第二項に規定する死亡した者が退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六條の三本文の政令で定めるところにより

算定した額の百分の五十に相当する額を控除した額とする。

第四十九条の二の次に次の一条を加える。

(通算遺族年金)

第四十九条の三 第三十七条の三第二項の規定により通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、政令で定めるところにより、その者の遺族に通算遺族年金を支給する。ただし、その者の遺族が、同一の事由により他の公的年金制度から第四十六條第一項第三号の規定による遺族年金に相当する年金として政令で定める年金を受ける権利を有する者(厚生年金保険法第三十八條第一項その他政令で定める規定により当該年金の全部の支給が停止されている場合における当該年金を受ける権利を有する者を除く)であるときは、この限りでない。

2 通算遺族年金の年額は、その死亡した者に係る第三十七條の三第三項から第六項までの規定による通算退職年金の額の百分の五十に相当する額とする。

3 厚生年金保険法第五十九條、第五十九條の二、第六十條第三項、第六十一條、第六十三條、第六十四條及び第六十六條から第六十八條まで並びに通算年金通則法第四條から第十條までの規定は、通算遺族年金について準用する。

第五十條第一項に次のただし書を加える。

ただし、その者の死亡に係る通算遺族年金を受ける権利を有する者があるときは、この限りでない。

第五十一條を次のように改める。

(公的年金期間を有していた組合員等に係る遺族給付)

第五十一條 公的年金期間を有していた組合員又は組合員であつた者に係る遺族給付については、この節に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第三

十八條關係)に改める。

別表第一の二を次のように改める。

別表第一の二(第三十八條關係)

退職一時金の支給に係る資格の喪失の日における年齢	率
一八歳未満	一・〇九
一八歳以上二三歳未満	一・三五
二三歳以上二八歳未満	一・七七
二八歳以上三三歳未満	二・三一
三三歳以上三八歳未満	三・〇二
三八歳以上四三歳未満	三・九四
四三歳以上四八歳未満	五・一二
四八歳以上五三歳未満	六・六七
五三歳以上五八歳未満	八・八一
五八歳以上六三歳未満	一〇・九六
六三歳以上六八歳未満	九・九〇
六八歳以上七三歳未満	八・三三
七三歳以上	六・二四

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第二十四條、第三十六條、第三十九條、第四十條、第四十條、第四十五條、第四十七條、第四十八條關係)」に、「なおらないを「治らない」に、「あわせ」を「併せ」に、「三九三、六〇〇円」を「六六九、〇〇〇円」に、「三二一、六〇〇円」を「五五二、〇〇〇円」に、「二四〇、〇〇〇円」を「三九六、〇〇〇円」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第四十五條關係)」に、「あわせ」を「併せ」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第十号中「三百七十二万円」を「四百八十八万円」に改める。

附則第六條第一項ただし書中「三十二万六千六百円」を「五十五万二千円」に改め、同条第三項中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定の適用を受ける退職年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

附則第七條第六項中「第一条の七」を「第一条の八」に改める。

附則第十二條第三項第一号中「四十二万円」を「五十五万円」に改め、同項第二号中「三十一万五千円」を「四十二万二千五百円」に改め、同項第三号中「二十一万円」を「二十七万五千円」に改める。

附則第十三條第三項及び附則第十五條第四項中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改める。

附則第十六條第二項中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中農林漁業団体職員共済組合法第三十六條第二項、第三十六條の二第二号、第三十七條第四項第一号、第三十七條の二第五項第一号、第三十七條の三第三項第一号、第三十九條の三第一項第一号及び第二項(第二号を除く)、第四十二條第五項第一号及び第六項第一号、第四十六條第二項、第四十六條の二第一号、第四十六條の三第一項並びに第四十六條の四の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定(第四十六條の五に係る部分に限る)並びに別表第二の改正規定、第三条中農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号。以下「三十九年改正法」という)附則第六條第一項ただし書の改正規定並びに附則第四條の規定昭和五十一年八月一日

二 第二条中農林漁業団体職員共済組合法目次、第二十三條の二、第二十四條、第二十八條、第二十九條、第三十六條の三、第三十九條第一項第二号、第四十四條第三項並びに第四十五條第一項及び第三項の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第四十六條の次に二条を加える改正規定、第四十六條の五に係る部分を除く)、第四十九條の二の次に二条を加える改正規定、第五十條第一項にただし書を加える改正規定並びに第五十一條及び別表第一の二の改正規定並びに附則第五條第一項、附則第六條及び附則第七條の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中農林漁業団体職員共済組合法第三十九條第二項及び第四十五條第二項の改正規定並びに附則第五條第二項の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(標準給付に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」と

いう。前に組合員の資格を取得して施行日までに引き続き組合員の資格を有する者（昭和五十一年七月から標準給与が改定されるべき者を除く）のうち、同月の標準給与の月額が五万六千円以下である者又は三十一万円である者（給与月額が三十一万五千円未満である者を除く）の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額とされた給与月額を第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（端数処理に関する経過措置）
第三条 改正後の法第二十二條第一項の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行行給付を受ける権利の決定又はその額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行行給付を受ける権利の決定又はその額の改定については、なお従前の例による。

（退職年金等の額に関する経過措置）

第四条 改正後の法第三十六條第二項ただし書、第三十六條の二第一号、第三十七條第四項第一号、第三十七條の二第五項第一号、第三十九條の三第一項第一号及び第二項（第二号を除く）、第四十二條第五項第一号、第四十六條第二項、第四十六條の二第一号、第四十六條の三第一項、第四十六條の四第二号、第四十六條の五並びに別表第二並びに第三条の規定による改正後の三十九年改正法（以下「改正後の三十九年改正法」という。）附則第六條第一項ただし書の規定は、昭和五十一年七月三十一日以前に給付事由が生じた三十九年改正法による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の規定による給付についても、同年八月分以後適用する。

2 改正後の法第三十七條の三第三項第一号の規定は、昭和五十一年四月一日から昭和五十一年七月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

（障害年金及び障害一時金に関する経過措置）

第五条 第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十九條第一項第二号又は第四十五條第一項若しくは第三項の規定は、職務によらない病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）について附則第一条第二号の政令で定める日前に療養の給付又は療養費の支給を受けたことがある者の当該傷病による廃疾については、同日以後も、なおその効力を有する。

2 附則第一条第三号の政令で定める日の前日において障害年金を受ける権利を有しない者について、同号の政令で定める日の一年六月前の日から改正後の法第三十九條第二項の規定が適用されていたとしたならば、同号の政令で定める日前にその者が障害年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には同日の属する月から同条第一項の規定による障害年金を支給する。

（他の公的年金制度から遺族年金が支給される場合の経過措置）

第六条 改正後の法第四十六條の六の規定は、附則第一条第二号の政令で定める日の前日において現に第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

（通算遺族年金に関する経過措置）

第七条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）附則第四十二條第一項又は第三項に規定する者は、改正後の法第四十九條の三の規定の適用については、農林漁業団体職員共済組合法第三十七條の三第三項第一号に該当するものとみなす。

（更新組合員の老齢加算等に関する経過措置）

第八条 改正後の三十九年改正法附則第六條第三項及び第四項、第十三條第三項、第十五條第四項並びに第十六條第二項及び第三項の規定は、昭和五十一年四月一日から施行日の前日までの間

に給付事由が生じた給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。

（旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置）

第九条 改正後の三十九年改正法附則第四條第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条 この附則に規定するもののほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、農林漁業の危機突破等に関する請願（第一五〇六号）

第一五〇六号 昭和五十一年三月十三日受理

農林漁業の危機突破等に関する請願

請願者 京都府長岡京市長法寺川原谷七ノ

一 林正三外、二百八十九名

紹介議員 河田 賢治君

一、インフレ・不況と重税から農林漁業家の暮らしと農山漁村を守るため、次の緊急対策を講ずること。

1 農地の宅地並み課税を廃止し、すべての農地に関する税制を収益還元方式に基づく農地課税とすること。

2 国民年金・農業者年金等の各種年金給付を改善するなど、農村と農林漁業家に対する社会福祉対策を拡充すること。

3 生活基盤優先の公共投資に転換し、農山漁村の生活環境を整備すること。

4 公共料金の引上げをとりやめ、物価の安定を図ること。

5 財政・金融面でのインフレ抑制策を強化すること。

6 農山漁村における雇用の安定と、中小零細企業の危機打開の緊急対策を講ずること。

二、農林漁業の危機を打開するため、農林漁政を転換し、次の緊急措置を講ずること。

1 主な農林水産物の国内自給をめざす自給計画を策定し、外国農林水産物の輸入を抑え、農林漁家が安心して生産できるよう価格保障制度を拡充すること。

2 農林漁業の基盤を整備し、農用地拡大、漁場開発のための緊急対策を講ずること。

3 米の買入制限を撤廃し、学校給食をはじめとする米の消費拡大対策を講ずること。

4 農機具や資材、飼料、石油などの価格高騰を抑え安定供給のための緊急措置を講ずること。

5 農林水産物の流通対策を充実し、大手商社、大企業の流通部門への介入を排除し、市場を民主化すること。

6 後継者の確保と育成に対する方策を講ずること。

7 蚕糸・絹織物の振興を図るため、生糸の輸入一元化を恒久化するとともに、補完措置として繭・絹織物、絹織物、絹紡糸等の輸入を規制すること。

8 地域の条件を生かした総合的な林業振興のための多面的な林道網の整備を講ずること。

9 地域住民の働き場をつくり、治山・治水対策と山村地域の経済基盤を固めるため市町村公造林への特別支援を制度化し、零細林家や共有林の造林を推進する対策を講ずること。

10 領海十二海里の早期実現を図ること。

11 漁業用燃料の値上げに対する価格差補給措置の早期実現（交付金制度の新設）を図ること。

12 漁業経営維持安定資金制度の早期創設（低金利融資制度）を図ること。

13 水産たんばく食糧の自給度向上と沿岸漁業生産基盤の造成と整備を講ずること。

14 漁港整備の促進を図ること。

